

2 平成17年福岡県産業連関表作成の概要

1. 平成17年産業連関表の基本フレーム

(1) 期間、対象及び記録の時点

平成17年(2005年)の1年間の県内における財・サービスの生産活動及び取引を対象とする。

記録の時点は、原則として「発生主義」とする。

(2) 価格評価

ア 取引活動の大きさは、「金額」で評価する。

イ 県内生産額の価格評価は、「実際価格」による「生産者価格」とする。

「実際価格」とは、同一の財でも移輸入価格と県内価格の違いや大口消費者か小口消費者かで価格が異なる場合に、それぞれ異なった実際の価格で評価したものである。「生産者価格」とは、財の流通に伴って付加される流通コストを含まない、いわゆる生産者の工場渡しの価格である。

ウ 輸出品は本船渡しのF O B価格 (Free On Board : 商業マージン及び国内貨物運賃込みの価格) から港までの流通マージンを除いた価格評価、輸入品はC I F価格 (Cost Insurance and Freight : 運賃・保険料を含む価格) に関する税と輸入品商品税を加えた価格評価とする。

輸出入品の価格評価については、貿易統計における価格評価が輸出品はF O B価格、輸入品はC I F価格で評価されるため、生産者価格評価表で輸出入品を記録する場合には、上記のような価格評価となる。

エ 消費税の評価方法は、各取引額に消費税を含むいわゆる「グロス表示」とする。なお、消費税の納税額は、粗付加価値部門の「間接税」に含めている。

(3) 表の基本構造

ア 表の形式は、「地域内競争移輸入型」とする。

産業連関表の形式には、移輸入品の取扱い方によって、競争移輸入型と非競争移輸入型とがある。(ここでいう移輸入とは、県外からの購入である移入と国外からの購入である輸入とを一括処理する方法である。)

競争移輸入型とは、同一財については県産品と移輸入品の区別をせず、同一部門で処理する方法である。この方法は経済構造の実態把握面で若干の弱さはあるが、投入係数が安定的であることなど経済予測や経済計画に適している。

これに対し非競争移輸入型は、同一の財であっても生産地を異にするものを区別する方法である。この方式は、移輸入構造が明らかにされる長所があるが投入係数の安定性からは難がある。

イ 屑・副産物の取扱い

平成12年表では「再生資源回収・加工処理」部門を新設し、「屑・副産物」は一括して当該部門に投入され、当該部門から需要部門に産出されることとし、「屑・副産物」の投入に回収及び加工に係る経費を加えたものを生産額として計上したが、平成17年表においては「屑・副産物」の回収及び加工に係る経費のみを計上することとした。

(4) 部門分類

ア 部門分類の原則

原則として、財・サービスを生産する生産活動（アクティビティ）単位によって分類する。

イ 基本分類及び統合分類

(ア) 基本分類は、行 520 部門、列 407 部門とする。

部門分類については、平成 12 年表を基本としつつ、経済構造の変化を的確にとらえるため、統合、分割、新設等を行っている。

(イ) 統合分類は、次のとおりとする。

- ① 統合小分類（190 部門）
- ② 統合中分類（106 部門）
- ③ 統合大分類（36 部門）

なお、産業連関表のひな形として、13 部門も設定している。

ウ 最終需要部門と粗付加価値部門

(ア) 最終需要部門及び粗付加価値部門に、従前と同様、家計外消費支出を設定している。

(イ) 粗付加価値部門の間接税には、関税及び輸入品商品税を含めず、輸入部門に含めている。また、最終需要部門に、輸出業者経由輸出品の国内取引に係る消費税を計上するため「調整項」を設定している。なお、調整項の計数は、106 部門、36 部門及び 13 部門では移輸出に統合している。

(5) 特殊な取扱いをする部門

ア 運輸及び商業部門

運輸及び商業部門は、それぞれ運賃収入、商業マージンをもって生産額とする。

取引基本表は、部門間の取引実態を記録しようとするものであるが、現実の取引活動は、通常、運輸及び商業部門を経由して行われるものが大部分であるため、これを忠実に記録しようとすれば、部門間の取引関係が間接的なものとなり、その実態がわかりにくくなる。

このような欠点を避けるため、財の取引については供給（産出）する部門と消費（投入）する部門との間で直接行われるものと仮定し、そこで行われた運輸活動及び商業活動に対する運賃及び商業マージンは、別途、消費部門から運輸及び商業部門に対して支払われるものとして取り扱うこととしている。

イ 帰属計算を行う部門

- ① 金融の帰属利子
- ② 生命保険及び損害保険の帰属保険サービス
- ③ 社会資本に係る資本減耗引当
- ④ 持家住宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料

帰属計算とは、見かけ上の取引活動は行われていないが、実質的な効用が発生し、その効用を受けているものが現に存在している場合について、その効用を市場価格で評価し、

その効用を発生させている部門の生産額として計上することをいう。産出先は、その効用を受けている部門である。

ウ 仮設部門

実際には産業として存在しないか、独立した産業部門とはみられないようなアクティビティでも、表の作成・利用上の便宜等を考慮して、次の仮設部門を設定している。

- ① 事務用品
- ② 鉄屑、非鉄金属屑及び古紙
- ③ 自家輸送（旅客及び貨物自動車）

エ 物品賃貸業の取扱い

物品賃貸業については、平成2年表以降、物品賃貸業をすべて「所有者主義」により推計している。なお、不動産賃貸業及び労働者派遣サービスについても「所有者主義」で推計している。

2. 平成17年表部門の概念

(1) 生産額の定義と範囲

県内生産額は、県内で行われた生産活動によって、平成17（2005年）に生産された中間生産物を含む財及び提供されたサービスを生産者価格で評価した価格の総計である。

生産額は、原則として、生産数量×単価で示されるが、サービス部門については数量単位を持たないものが多いため、売上高を県内生産額とする。

(2) 部門別定義及び範囲

① 農 業

耕種農業、畜産、農業サービスからなり、日本標準産業分類の大分類 A「農業」の生産活動にほぼ一致するが、農家が自家原材料によって行う食料品の生産活動は製造業へ、しいたけ栽培は林業にそれぞれ含まれる。

a 耕種農業

穀類、いも・豆類、野菜、果物、その他の食用作物、非食用作物からなる。

農家による自家消費分、くず米、稻わら等の副産物、果物等の植物成長も生産額に計上する。

b 畜産

酪農、鶏卵、肉鶏、豚、肉用牛等からなり、牛等の成長肥大及びきゅう肥等の副産物も生産額に計上する。

c 農業サービス

獣医業、カントリーエレベーター、ライスセンター、青果物共同選果場、航空防除等の活動を範囲とする。

② 林 業

a 育 林

育林の生産物は、山林用（造林用、治山用）苗木及び立木である。

なお、造林用苗木は中間生産物であるが、この部門の生産額に含める。

b 素 材

立木を伐採し、枝払い、玉切り等を施し、丸太（そま角、大割材等を含む。）を生産する活動を範囲とする。

c 特用林産物

林野から生産又は採取する産業（きのこ類の栽培を含む。）、製薪炭業、狩猟業の活動を範囲とする。

③ 漁 業

海面漁業（沿岸、沖合、遠洋漁業、海面養殖業）、内水面漁業からなり、日本標準産業分類の大分類C「漁業」で規定している活動とほぼ一致するが、漁家の自家原材料による水産加工品の生産活動は製造業とする。

④ 鉱 業

金属鉱物、非金属鉱物、石炭・原油・天然ガスからなり、日本標準産業分類D「鉱業」及び細分類 2281「碎石製造業」の活動を範囲とする。

⑤ 製造業

日本標準産業分類の大分類F「製造業」を主体とし、同分類J「卸売・小売業」における製造小売も含まれる。また、農漁家の行う自家原材料による農水産加工品の生産活動も本部門に含まれる。

⑥ 建設業

a 建 築

木造、非木造及び住宅用、非住宅用に区分し、新築、増築、改築の工事額を生産額とする。

b 建設補修

建築物、土木建設物の経常的補修工事である。ただし、本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修は含まない。

c 公共事業

新設工事のほか維持・補修工事も含まれる。

d その他の土木建設

公共事業以外の土木建設工事で、各設備の取替補修工事も含まれる。

⑦ 電力・ガス・熱供給

a 電 力

事業用電力、自家発電の活動を範囲とする。

電力の生産には、電力発電の活動だけでなく、送電サービスも含んで評価している。

b ガス・熱供給

日本標準産業分類の中分類 34「ガス業」及び 35「熱供給業」の活動を範囲とする。

⑧ 水道・廃棄物処理

水道は、上下水道、簡易水道、工業用水の活動で、廃棄物処理は、し尿、ごみ、産業廃

棄物の収集・処理を行う活動である。

なお、じんかい、汚物等の処理を行う地方公共団体の活動は廃棄物処理（公営）に、地方公共団体の委託事業は廃棄物処理（産業）に含まれる。

⑨ 商 業

県内に所在し、卸売、小売の商業活動を行っているものであり、日本標準産業分類の大分類J「卸売・小売業」の活動を範囲とし、そのほか農業協同組合、漁業協同組合や各連合会の行う販売・購買事業分、食糧管理特別会計の活動等が含まれる。ただし、製造小売のうち製造活動分は含まない。

商業では、商品の流通に伴って付加された商業マージンをもって生産額とする。

⑩ 金融・保険

a 金 融

金融市场において、金融資産及び負債の取引を行う活動であり、原則として、日本標準産業分類の中分類 61「銀行業」から中分類 66「補助的金融業、金融附帯業」までを範囲とする。ただし、小分類 642 「質屋」は除く。

生産額は、預貯金の管理、受付、融資業務に伴う帰属利子（受取利子－支払利子）と各種金融活動に伴う手数料の合計とする。

b 保 険

日本標準産業分類の中分類 67「保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）」の活動を範囲とする。

⑪ 不動産業

a 不動産仲介・管理業

不動産の売買・貸借・交換の代理・仲介を行い、手数料を受ける活動及び不動産の管理を行う活動を範囲とする。

b 不動産賃貸業

日本標準産業分類の小分類 691「不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」のうち、細分類 6912「土地賃貸業」を除く活動の範囲とする。

c 住宅賃貸料

日本標準産業分類の小分類 692「貸家業、貸間業」の活動を範囲とする。

d 住宅賃貸料（帰属家賃）

持家の使用によって生じるサービスを範囲とし、その生産額は、住宅所有の如何を問わず、家計の使用するすべての住宅及び店舗併用住宅の居住部分の粗賃貸料に相当する。

⑫ 運 輸

a 鉄道輸送

日本標準産業分類の中分類 42「鉄道業」が行う旅客輸送及び貨物輸送活動を範囲とする。

なお、鉄道業の行う鉄道業以外の事業については、アクティビティに従って、それぞれの部門に格付けする。

b 道路輸送（除自家輸送）

バス、ハイヤー・タクシー、道路貨物輸送（除自家輸送）の活動を範囲とする。

c 自家輸送

自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して人・貨物の輸送を行う活動を範囲とする。

なお、家計が行うマイカー輸送は、生産活動とはみなさないので本部門に含めない。

d 水 運

外洋輸送、沿海・内水面輸送、港湾運送の活動を範囲とする。

e 航空輸送

日本標準産業分類の中分類 46「航空運輸業」の活動を範囲とする。具体的には、定期航空運送業、不定期航空運送業及び航空機使用事業である。

f 貨物利用運送

日本標準産業分類の小分類 444「集配利用運送業」及び 482「貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）」の活動を範囲とする。

g 倉庫

普通倉庫、冷蔵倉庫及び水面倉庫からなり、各種協同組合倉庫等も含める。

h 運輸付帯サービス

こん包、その他の運輸付帯サービスからなり、具体的には、有料道路等の道路輸送施設提供、港湾管理、水先案内業、飛行場業、旅行業等の活動を範囲とする。

なお、こん包は営業こん包のみとし、自家こん包は各部門におけるこん包資材の投入として扱い、本部門に含めない。

⑬ 情報通信

a 通 信

郵便・信書便、電気通信、その他の通信サービスの活動を範囲とする。

なお、官公庁、電力、鉄道、船舶等の自営の電信、電話等は本部門に含めない。

b 放 送

公共放送、民間放送、有線放送からなる。

c 情報サービス

日本標準産業分類の中分類 39「情報サービス業」の活動を範囲とする。

d インターネット附随サービス

日本標準産業分類の小分類 401「インターネット附隨サービス業」の活動を範囲とする。

e 映像・文字情報制作

映像情報制作・配給業、新聞、出版、ニュース供給・興信所からなる。

⑭ 公 務

政府サービス生産者から、準公務に格付けされる各部門（教育、研究、保健衛生、社会保障等）を除いたもので、おおむね日本標準産業分類の中分類 95「国家公務」及び 96「地方公務」の範囲である。

生産額は、経費総額とし、帰属計算した資本減耗引当をこれに加える。

⑮ 教育・研究、医療・保健・社会保障・介護、その他の公共サービス

これらのサービスのうち政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者に格付けされたものについては、経費総額を生産額とする。

a 教 育

学校教育、社会教育・その他の教育からなり、学校に附属する図書館は本部門に含まれるが、学校に附属する研究機関及び病院は、それぞれ学術研究機関、医療に分類される。

b 研 究

学術研究機関、企業内研究開発の活動を範囲とする。

企業内研究開発は、企業が事物・機能・現象などについて新しい知識を得るために、あるいは既存の知識の新しい活用の道を開くために行う創造的な努力及び探求の活動を範囲とし、企業が製品（商品）の生産・製造工程等に関する開発や技術的改善を図るために行う研究開発の活動も含まれる。

c 医療・保健・社会保障・介護

医療業、保健所、社会保険事業、社会福祉及び介護等の活動である。なお、平成7年表から国公立等を含めたすべての医療業の活動主体分類を「産業」に格付けしている。

平成12年表より、日本産業分類の中分類 73「医療業」、小分類 754「老人福祉・介護事業（訪問介護事業を除く）」及び 759「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち介護保険における居宅及び施設サービスの活動を範囲とする介護（居宅）、介護（施設）を新設している。

d その他の公共サービス

自己の利益に関連した企業団体によって設立された民間非営利団体、及び家計に対し無償または経済的に意味のない価格でサービスを提供する民間非営利団体の活動とする。具体的には商工会議所、経済団体連合会、宗教、政治・経済・学術・文化団体等である。

⑯ サービス

a 対事業所サービス

主に、企業等にサービスを提供する活動で、広告、物品賃貸サービス、自動車・機械修理、その他の対事業所サービスからなる。

b 対個人サービス

主に、個人に対してサービスの提供を行う活動で、娯楽サービス、飲食店、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の対個人サービスからなる。

⑰ 事務用品、分類不明

事務用品は、各部門が共通して投入する文具・紙製品等の消耗品を一括計上するための仮設部門である。

分類不明は、いずれの部門にも属していない取引活動をひとまとめにして計上するためのものであるが、産業連関表ではこのような意味合いのほか、他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もある。

(注) 産業分類は、日本標準産業分類（平成14年3月改訂）による。

(3) 最終需要部門

産業連関表における最終需要部門は、家計外消費支出（列）、民間消費支出、一般政府消費支出、県内総固定資本形成（公的、民間）、在庫純増及び移輸出入からなる。

これらの最終需要計から家計外消費支出を除き、さらに、移輸入を引くと県民経済計算における県内総支出の概念とおおむね一致する。

① 家計外消費支出（列）

家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う経費で家計消費支出に類似する支出であり、その範囲は福利厚生費、交際費、接待費及び出張費から実際に支払った運賃を除いた分（主として宿泊費と日当）である。

② 民間消費支出

家計消費支出と対家計民間非営利団体消費支出からなる。

家計消費支出とは、家計の財及びサービスに対する消費支出額から同種の販売額（中古品と屑）を控除し、県外から受け取った現物贈与の純増を加算し、さらに居住者の県外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものすべての支出を指し、使用せずに残ったものを含めた財の購入額のすべてを消費支出として計上する。また、医療及び介護については家計の負担分のみ計上する。

対家計民間非営利団体消費支出は、これらの団体（社会福祉法人、宗教団体、政治団体など）が、経済的に意味のない価格で提供する財・サービスに関する支出のうち、団体自身が負担した費用である。すなわち、供給されるサービスの生産額（生産活動に要する経常的コストに等しい。）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたものに等しい。

③ 一般政府消費支出

中央・地方政府に分類される政府サービス生産者により供給されるサービスの生産額（サービスの生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり中央政府及び地方政府の自己消費額に等しい。（家計への教科用図書の現物給付、医療・介護の保険給付等も含まれる。）

集合的消費支出は外交・防衛・議会・警察等社会全体に対するサービス、個別の消費支出は教育・保健衛生などの個人に対する財・サービスである。

平成12年表より、政府建物等に係る固定資本減耗分及び社会資本に係る固定資本減耗分を「（社会資本等減耗分）」として別掲している。

④ 県内総固定資本形成

政府サービス生産者（国出先機関、県、市町村）及び公的企業による「公的」と家計、民間企業及び対家計民間非営利サービス生産者による「民間」とに分かれる。県内における建設物、機械、装置など固定資産の取得からなり、取得に要した資本の本体費用、据付工事費、中古資産の取引マージン等直接費用が含まれる。ただし、生産過程から産出された資産に限定されるため、特許権、のれん代等の非生産資産は含まない。

土地は、非生産資産であるため固定資本形成には含まないが、土地の購入価格を除いた

造成・改良費は計上される。

固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で購入者価格の単価が10万円以上のものである。ただし、1品目では10万円に達しない場合でも、開業当初や業務拡張のために資産として一括購入した場合は固定資本形成として計上し、その後補充的に購入した場合は経常取引として固定資本形成とはしない。

また、資産の耐用年数を延長する場合と偶発損に対応する大補修、大改造は原則として資本形成となる。

⑤ 在庫純増

生産者製品在庫純増、半製品・仕掛品在庫純増、流通在庫純増、原材料在庫純増からなり、在庫品の物量的増減を年間平均の市場価格で評価したものを計上している。

仕入れた製品のうち販売されなかつたものは「流通在庫純増」として、購入されたが使用されなかつた原材料は「原材料在庫」として、それぞれその商品の属する部門に計上されるが、いずれも工場出荷後の流通過程を経てからの在庫であることから、これらにかかる商業・運輸マージンは商業部門、運輸部門の在庫純増として計上される。

⑥ 移輸出・移輸入

移輸出は、県内に所在する事業所または個人が県外（国外を含む。）の事業所及び個人に対して行った財・サービスの移輸出である。この場合、県外産品が本県を通じて県外に出て行ったもの、いわゆる再輸出品は含まない。ただし、再輸出に係る県内商業及び県内運輸業の商業マージン・運賃分は各々の生産額に含まれ、マージンの移輸出とする。

なお、県外居住者による県内消費（例えば県外観光客の消費）は移輸出として取り扱うが、要素所得の取引や金融的な取引は移輸出に含めない。

移輸入は、移輸出の逆であり、県外（国外を含む）で生産された財・サービスが県内に搬入、消費されたものである。

（4）粗付加価値部門

家計外消費支出（行）、雇用者所得、営業余剰、資本減耗引当、資本減耗引当（社会資本等減耗分）、間接税（除関税・輸入品商品税）、（控除）経常補助金からなる。粗付加価値から家計外消費支出を除いたものが県民経済計算の県内総生産とおおむね一致する。

① 家計外消費支出（行）

（最終需要部門の家計外消費支出（列）の概念と同じ）

② 雇用者所得

雇用者に対し労働の報酬として支払われる現金、現物の一切の所得（雇用主の支払ベース）である。賃金・俸給、役員給与、議員歳費、退職年金及び退職一時金、現物給与、給与住宅の差額家賃、社会保険料雇用主負担等により構成される。従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対する所得を範囲とし、自営業主の所得は次の営業余剰に含める。

③ 営業余剰

粗付加価値から家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税一補助金）を控除したものである。営業余剰の内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子等からなる。この場合、営業外収入である受取利子や受取配当は含めない。これは、各部門をいわゆる生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業に帰属させるためである。なお、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の生産額は、生産コスト（経費総額）に等しいと定義されているため、営業余剰は発生しない。

④ 資本減耗引当

資本減耗引当は、生産過程において消耗されていく固定資本の価値の消耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損からなる。減価償却費は固定資本の通常の摩耗と損傷に対するもので、資本偶発損は火災、風水害、事故等による不慮の損失に対するものである。なお、資本減耗引当は平成2年表からすべて所有産業に計上されている。

⑤ 資本減耗引当（社会資本等減耗分）

一般政府の保有する道路・ダム等の資産（社会資本）について、その固定資本の価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用。いわゆる社会資本及び平成7年表においては「資本減耗引当」に計上されていた政府建物等にかかる資本減耗引当を対象とする。

⑥ 間接税（除関税・輸入品商品税）

財・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課される租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含まれる。なお、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税には含めず、最終需要部門の控除項目として計上する。

⑦ (控除) 経常補助金

経常補助金は、産業振興を図る、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、政府サービス生産者から産業に対して一方的に給付され、受給者において収入として処理される経常的交付金であり、産業連関表上ではマイナス計上される。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも経常補助金に含まれる。

なお、法令上又は予算上、補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。

3. 平成17年表の特徴

(1) 部門分類の変更等

ア これまでの「郵便」に民間事業者による信書送達の活動を加えた「郵便・信書便」を新設。

イ これまでの部門で該当するものがないため、「インターネット附随サービス」を新設。

なお、「その他の電気通信」に含まれていたサーバ・ホスティング・サービスは、本部門に含めている。

ウ　これまで「ポンプ及び圧縮機」や「化学機械」などに含まれていた真空装置・真空機器製造業を一つにまとめた「真空装置・真空機器」を新設。

エ　これまでの「劇場・興行場」と「興行団」を「興行場（除別掲）・興行団」に統合

オ　保育所、居宅支援事業所等の経営が株式会社・有限会社等に認められたことにより、「社会福祉（産業）」を新設。

カ　「石炭」については、国内生産額が減少したことから、「原油・天然ガス」部門と列部門の「石炭」を統合し、「石炭・原油・天然ガス」とした。なお、「石炭」は行部門として引き続き表章した。